

第2回 横浜市南・戸塚福祉授産所民営化に伴う運営法人選定委員会

日時	令和2年8月24日(月)10時00分~12時00分
場所	市庁舎18階 なみき13
出席者	眞保委員長、森委員、坂田委員、木口委員
議題	1 公募要項について 2 選定基準について
決定事項	
議題	<p>1 議事</p> <p>(1) 公募要項について</p> <p>【委員】 施設運営にあたっての諸条件 利用定員の考え方はどういうものか (例)南福祉授産所 利用定員 60 名 民営化後の定員 45 名以上 現在の南福祉授産所は利用者 41 名であるため、民営化後の条件だと4名増やす必要があるのか。 45 名以上 60 名未満という明確にするのが良いのではないか。</p> <p>【委員】 総合支援法においては、施設面積で定員数が決まる。南福祉授産所は定員 60 名の施設。 公募における民営化後の定員を明確化することは賛成。</p> <p>【事務局】 現在の利用者を引き継いでいただきたい。 利用定員の表現を変更する。</p> <p>【委員】 民営化後最低9年間は運営継続と記載があるが9年の根拠はあるのか。 賃貸借契約は3年毎に更新だが、事業継続の9年との関係性はあるのか。 運営法人より、事業所継続の困難等を相談された場合、どうするのか。 事業継続を9年とするなら、運営法人更新義務を課す必要があるのではないか。</p> <p>【委員】 通常の賃貸借契約は2年更新。事業所用の契約があると認識している。 市の貸付は3年となっている。</p> <p>【事務局】</p>

	<p>貸付期間3年と事業継続9年の関係性については整理する。</p> <p>【委員】 賃借料については変動の可能性があるのか。</p> <p>【委員】 横浜市と運営法人との契約は土地の賃貸借契約のみでよいのか。</p> <p>【事務局】 事業所の指定申請書の提出は必要。</p> <p>【委員】 南福祉授産所の光熱水費について料金の見込みを出すことは可能か。</p> <p>【事務局】 合築の睦コミュニティハウスについて、所管である南区役所にも必要に応じて相談する。</p> <p>【委員】 南福祉授産所の特別避難場所については選定基準には定めがあるか。</p> <p>【事務局】 定めていない。</p> <p>(2) 選定基準について</p> <p>【委員】 防犯対策におけるハード面とはどのようなものか。</p> <p>【事務局】 防犯カメラ設置等を考えている。</p> <p>【委員】 権利擁護の理解については、3段階評価とするのが良いのではないか。</p> <p>【委員】 災害対策、防犯対策、感染症対策についても3段階評価が良いのではないか。</p> <p>【事務局】 権利擁護、災害対策、防犯対策、感染症対策、第三者評価は3段階評価。また、権利擁護については比重を1から2に変更する。</p> <p>【委員】 避難場所についてはヒアリングで確認するのか。 地域住民への災害時対応等に対する考え方は確認するか。</p> <p>【事務局】 加点項目にて、地域貢献についての項目を追記する。</p> <p>【委員】</p>	
--	---	--

	<p>障害者雇用については、法人評価の大項目内に含めるのが良いのではないか。</p> <p>【委員】 主たる事業所の所在地及び市内での事業実施状況について、法人の所在地が市内かつ市内での事業実施あり、法人の所在地が市外かつ市内での事業実施あり、法人の所在地が県外かつ市内での事業実施あり、市内での事業実施なしの4段階評価が良いのではないか。</p> <p>【事務局】 ご意見いただいたとおりに変更する。 当日欠席委員からの会計面に関する確認事項を共有。 その他お気づきの点があれば、8月27日(木)までに事務局にメールにて連絡いただきたい。</p>	
--	--	--